

平成十四年財務省令第六十八号

個人向け国債の発行等に関する省令

国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号)第一項及び第二条ノ一の規定に基づき、個人向け国債の発行等に関する省令を次のように定める。

(総則)

**第一条** 個人向け国債の発行及び中途換金等に関する取扱いは、別に定めるものほか、この省令の定めるところによる。

(定義)

**第二条** この省令において「個人向け国債」とは、国債に関する法律第二条ノ二の規定の適用を受ける国債であつて、もっぱら個人が保有することを目的とし、かつ、その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。)の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものとして発行する国債をいふ。(振替単位)

**第三条** 個人向け国債の額面金額の最低額(以下この条及び次条第八項において「最低額面金額」という。)は、国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号。以下「発行省令」という。)第三条の規定にかかわらず、一万円とし、振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

(取扱機関による募集の取扱い等)

**第四条** 個人向け国債は、取扱機関(第七項の規定により日本銀行との間に契約を締結した者をいう。以下同じ。)による募集の取扱いの方法により発行するものとする。財務大臣は、あらかじめ、取扱機関になることができる者を定め、その旨を当該取扱機関に通知する。これを変更した場合も同様とする。

3 取扱機関になることができる者は、振替法第四条第一項に規定する口座管理機関(同項第十三条に規定する者を除く。)のうち、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。

一 金融商品取引業者

二 銀行、保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合又は水産加工業協同組合のうち、国債証券の売買及び募集の取扱いを行うことについて、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第三十三条の二の規定に基づく登録を受けている者

会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合のうち、法令に基づき業務の停止処分を受けていることその他それに準ずる事由により、個人向け国債の募集の取扱いを認めることができるものとす

るときは、次の各号に掲げる事項を定め、これをする。

(中途換金に関する事項)

2 個人向け国債の中途換金は、当該個人向け国債の第二二期利息支払期以後において行われる場合に行うことができるものとする。

3 取扱機関は、前項の規定による請求を受けたときは、遅滞なく、当該個人向け国債を買い取り、日本銀行に対して当該個人向け国債の買取りを請求するものとする。

4 日本銀行は、前項の規定による請求を受けたときは、遅滞なく、当該個人向け国債を買い取るものとする。

5 前二項の規定による買取りは、当該買取りに係る個人向け国債の金額に経過利子に相当する金額(当該買取りに係る個人向け国債を買い取る日の直前の利子支払期から当該買取りの日までの期間に応する部分の利子に相当する金額をいう。)を加えた金額から中途換金調整額(当該買取りに係る個人向け国債を買い取る日の直前一期の利子支払期に支払われた利子に相当する金額にそれぞれ百分の七十九・六八五を乗じて得た額の合計額をいう。)を減じた金額(一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。)によるものとする。

6 財務大臣は、各取扱機関の募集の取扱い予定額

7 各取扱機関の募集の取扱い予定額

8 財務大臣は、個人向け国債を発行しようとする。

9 財務大臣は、個人向け国債を発行しようとするときは、次の各号に掲げる事項を定め、これ

10 日本銀行は、前項の規定による通知を受けたときは、通知された事項に従い、取扱機関に個人向け国債の募集の取扱いを行わせるものとする。

11 日本銀行は、募集期間終了後、速やかに、当該募集の取扱いの状況についてとりまとめ、これを財務大臣に報告(発行省令第二条第二項に規定する電子情報処理組織を使用して行うものとす)

12 日本銀行は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、取扱機関に、払込金の払込みをさせなければならない。

13 日本銀行は、取扱機関から前項の払込金の払込みを受けたときは、当該取扱機関から報告を受けた振替法第九十二条第一項に掲げる事項についての通知を行うものとする。

14 財務大臣は、個人向け国債を発行したときは、第八項各号(第四号から第六号まで及び第九号を除く。)に掲げる事項、発行額及び発行価格を告示するものとする。

15 (譲渡制限等)

16 個人向け国債は、国債に関する法律第二一条ノ二に規定する財務大臣の定める国債とし、

17 個人向け国債の定める国債とは、当該市又は当該市の区若しくは総合区と

18 同条に規定する者は、財務大臣が告示するものとする。

19 (中途換金に関する事項)

20 個人向け国債の中途換金は、当該個人向け国債の第二二期利息支払期以後において行われる場合に行うことができるものとする。

21 取扱機関は、前項の規定による請求を受けたときは、遅滞なく、当該個人向け国債を買い取るものとする。

22 財務大臣は、各取扱機関の募集の取扱い予定額

23 各取扱機関の募集の取扱い予定額

24 財務大臣は、個人向け国債を発行しようとするときは、次の各号に掲げる事項を定め、これ

25 日本銀行は、前項の規定による通知を受けたときは、通知された事項に従い、取扱機関に個人向け国債の募集の取扱いを行わせるものとする。

26 日本銀行は、募集期間終了後、速やかに、当該募集の取扱いの状況についてとりまとめ、これを財務大臣に報告(発行省令第二条第二項に規定する電子情報処理組織を使用して行うものとす)

27 日本銀行は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、取扱機関に、払込金の払込みをさせなければならない。

28 日本銀行は、取扱機関から前項の払込金の払込みを受けたときは、当該取扱機関から報告を受けた振替法第九十二条第一項に掲げる事項についての通知を行うものとする。

29 財務大臣は、個人向け国債を発行したときは、第八項各号(第四号から第六号まで及び第九号を除く。)に掲げる事項、発行額及び発行価格を告示するものとする。

30 同条に規定する財務大臣の定める国債とし、

31 個人向け国債の定める国債とは、当該市又は当該市の区若しくは総合区と

32 同条に規定する者は、財務大臣が告示するものとする。

33 (中途換金に関する事項)

34 個人向け国債の中途換金は、当該個人向け国債の第二二期利息支払期以後において行われる場合に行うことができるものとする。

35 取扱機関は、前項の規定による請求を受けたときは、遅滞なく、当該個人向け国債を買い取るものとする。

36 財務大臣は、各取扱機関の募集の取扱い予定額

37 各取扱機関の募集の取扱い予定額

38 財務大臣は、個人向け国債を発行しようとするときは、次の各号に掲げる事項を定め、これ

39 日本銀行は、前項の規定による通知を受けたときは、通知された事項に従い、取扱機関に個人向け国債の募集の取扱いを行わせるものとする。

40 日本銀行は、募集期間終了後、速やかに、当該募集の取扱いの状況についてとりまとめ、これを財務大臣に報告(発行省令第二条第二項に規定する電子情報処理組織を使用して行うものとす)

41 日本銀行は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、取扱機関に、払込金の払込みをさせなければならない。

42 日本銀行は、取扱機関から前項の払込金の払込みを受けたときは、当該取扱機関から報告を受けた振替法第九十二条第一項に掲げる事項についての通知を行うものとする。

43 財務大臣は、個人向け国債を発行したときは、第八項各号(第四号から第六号まで及び第九号を除く。)に掲げる事項、発行額及び発行価格を告示するものとする。

44 同条に規定する財務大臣の定める国債とし、

45 個人向け国債の定める国債とは、当該市又は当該市の区若しくは総合区と

46 同条に規定する者は、財務大臣が告示するものとする。

47 (中途換金に関する事項)

48 個人向け国債の中途換金は、当該個人向け国債の第二二期利息支払期以後において行われる場合に行うことができるものとする。

49 取扱機関は、前項の規定による請求を受けたときは、遅滞なく、当該個人向け国債を買い取るものとする。

50 財務大臣は、各取扱機関の募集の取扱い予定額

51 各取扱機関の募集の取扱い予定額

52 財務大臣は、個人向け国債を発行しようとするときは、次の各号に掲げる事項を定め、これ

53 日本銀行は、前項の規定による通知を受けたときは、通知された事項に従い、取扱機関に個人向け国債の募集の取扱いを行わせるものとする。

54 日本銀行は、募集期間終了後、速やかに、当該募集の取扱いの状況についてとりまとめ、これを財務大臣に報告(発行省令第二条第二項に規定する電子情報処理組織を使用して行うものとす)

55 日本銀行は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、取扱機関に、払込金の払込みをさせなければならない。

56 日本銀行は、取扱機関から前項の払込金の払込みを受けたときは、当該取扱機関から報告を受けた振替法第九十二条第一項に掲げる事項についての通知を行うものとする。

57 財務大臣は、個人向け国債を発行したときは、第八項各号(第四号から第六号まで及び第九号を除く。)に掲げる事項、発行額及び発行価格を告示するものとする。

58 同条に規定する財務大臣の定める国債とし、

59 個人向け国債の定める国債とは、当該市又は当該市の区若しくは総合区と

60 同条に規定する者は、財務大臣が告示するものとする。

61 (中途換金に関する事項)

62 個人向け国債の中途換金は、当該個人向け国債の第二二期利息支払期以後において行われる場合に行うことができるものとする。

63 取扱機関は、前項の規定による請求を受けたときは、遅滞なく、当該個人向け国債を買い取るものとする。

64 財務大臣は、各取扱機関の募集の取扱い予定額

65 各取扱機関の募集の取扱い予定額

66 財務大臣は、個人向け国債を発行しようとするときは、次の各号に掲げる事項を定め、これ

67 日本銀行は、前項の規定による通知を受けたときは、通知された事項に従い、取扱機関に個人向け国債の募集の取扱いを行わせるものとする。

68 日本銀行は、募集期間終了後、速やかに、当該募集の取扱いの状況についてとりまとめ、これを財務大臣に報告(発行省令第二条第二項に規定する電子情報処理組織を使用して行うものとす)

69 日本銀行は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、取扱機関に、払込金の払込みをさせなければならない。

70 日本銀行は、取扱機関から前項の払込金の払込みを受けたときは、当該取扱機関から報告を受けた振替法第九十二条第一項に掲げる事項についての通知を行うものとする。

71 財務大臣は、個人向け国債を発行したときは、第八項各号(第四号から第六号まで及び第九号を除く。)に掲げる事項、発行額及び発行価格を告示するものとする。

72 同条に規定する財務大臣の定める国債とし、

73 個人向け国債の定める国債とは、当該市又は当該市の区若しくは総合区と

74 同条に規定する者は、財務大臣が告示するものとする。

75 (中途換金に関する事項)

76 個人向け国債の中途換金は、当該個人向け国債の第二二期利息支払期以後において行われる場合に行うことができるものとする。

77 取扱機関は、前項の規定による請求を受けたときは、遅滞なく、当該個人向け国債を買い取るものとする。

78 財務大臣は、各取扱機関の募集の取扱い予定額

79 各取扱機関の募集の取扱い予定額

80 財務大臣は、個人向け国債を発行しようとするときは、次の各号に掲げる事項を定め、これ

81 日本銀行は、前項の規定による通知を受けたときは、通知された事項に従い、取扱機関に個人向け国債の募集の取扱いを行わせるものとする。

82 日本銀行は、募集期間終了後、速やかに、当該募集の取扱いの状況についてとりまとめ、これを財務大臣に報告(発行省令第二条第二項に規定する電子情報処理組織を使用して行うものとす)

83 日本銀行は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、取扱機関に、払込金の払込みをさせなければならない。

84 日本銀行は、取扱機関から前項の払込金の払込みを受けたときは、当該取扱機関から報告を受けた振替法第九十二条第一項に掲げる事項についての通知を行うものとする。

85 財務大臣は、個人向け国債を発行したときは、第八項各号(第四号から第六号まで及び第九号を除く。)に掲げる事項、発行額及び発行価格を告示するものとする。

86 同条に規定する財務大臣の定める国債とし、

87 個人向け国債の定める国債とは、当該市又は当該市の区若しくは総合区と

88 同条に規定する者は、財務大臣が告示するものとする。

89 (中途換金に関する事項)

90 個人向け国債の中途換金は、当該個人向け国債の第二二期利息支払期以後において行われる場合に行うことができるものとする。

91 取扱機関は、前項の規定による請求を受けたときは、遅滞なく、当該個人向け国債を買い取るものとする。

92 財務大臣は、各取扱機関の募集の取扱い予定額

93 各取扱機関の募集の取扱い予定額

94 財務大臣は、個人向け国債を発行しようとするときは、次の各号に掲げる事項を定め、これ

95 日本銀行は、前項の規定による通知を受けたときは、通知された事項に従い、取扱機関に個人向け国債の募集の取扱いを行わせるものとする。

96 日本銀行は、募集期間終了後、速やかに、当該募集の取扱いの状況についてとりまとめ、これを財務大臣に報告(発行省令第二条第二項に規定する電子情報処理組織を使用して行うものとす)

97 日本銀行は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、取扱機関に、払込金の払込みをさせなければならない。

98 日本銀行は、取扱機関から前項の払込金の払込みを受けたときは、当該取扱機関から報告を受けた振替法第九十二条第一項に掲げる事項についての通知を行うものとする。

99 財務大臣は、個人向け国債を発行したときは、第八項各号(第四号から第六号まで及び第九号を除く。)に掲げる事項、発行額及び発行価格を告示するものとする。

100 同条に規定する財務大臣の定める国債とし、

101 個人向け国債の定める国債とは、当該市又は当該市の区若しくは総合区と

102 同条に規定する者は、財務大臣が告示するものとする。

103 (中途換金に関する事項)

104 個人向け国債の中途換金は、当該個人向け国債の第二二期利息支払期以後において行われる場合に行うことができるものとする。

105 取扱機関は、前項の規定による請求を受けたときは、遅滞なく、当該個人向け国債を買い取るものとする。

106 財務大臣は、各取扱機関の募集の取扱い予定額

107 各取扱機関の募集の取扱い予定額

108 財務大臣は、個人向け国債を発行しようとするときは、次の各号に掲げる事項を定め、これ

109 日本銀行は、前項の規定による通知を受けたときは、通知された事項に従い、取扱機関に個人向け国債の募集の取扱いを行わせるものとする。

110 日本銀行は、募集期間終了後、速やかに、当該募集の取扱いの状況についてとりまとめ、これを財務大臣に報告(発行省令第二条第二項に規定する電子情報処理組織を使用して行うものとす)

111 日本銀行は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、取扱機関に、払込金の払込みをさせなければならない。

112 日本銀行は、取扱機関から前項の払込金の払込みを受けたときは、当該取扱機関から報告を受けた振替法第九十二条第一項に掲げる事項についての通知を行うものとする。

113 財務大臣は、個人向け国債を発行したときは、第八項各号(第四号から第六号まで及び第九号を除く。)に掲げる事項、発行額及び発行価格を告示するものとする。

114 同条に規定する財務大臣の定める国債とし、

115 個人向け国債の定める国債とは、当該市又は当該市の区若しくは総合区と

116 同条に規定する者は、財務大臣が告示するものとする。

117 (中途換金に関する事項)

118 個人向け国債の中途換金は、当該個人向け国債の第二二期利息支払期以後において行われる場合に行うことができるものとする。

119 取扱機関は、前項の規定による請求を受けたときは、遅滞なく、当該個人向け国債を買い取るものとする。

120 財務大臣は、各取扱機関の募集の取扱い予定額

121 各取扱機関の募集の取扱い予定額

122 財務大臣は、個人向け国債を発行しようとするときは、次の各号に掲げる事項を定め、これ

123 日本銀行は、前項の規定による通知を受けたときは、通知された事項に従い、取扱機関に個人向け国債の募集の取扱いを行わせるものとする。

124 日本銀行は、募集期間終了後、速やかに、当該募集の取扱いの状況についてとりまとめ、これを財務大臣に報告(発行省令第二条第二項に規定する電子情報処理組織を使用して行うものとす)

125 日本銀行は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、取扱機関に、払込金の払込みをさせなければならない。

126 日本銀行は、取扱機関から前項の払込金の払込みを受けたときは、当該取扱機関から報告を受けた振替法第九十二条第一項に掲げる事項についての通知を行うものとする。

127 財務大臣は、個人向け国債を発行したときは、第八項各号(第四号から第六号まで及び第九号を除く。)に掲げる事項、発行額及び発行価格を告示するものとする。

128 同条に規定する財務大臣の定める国債とし、

129 個人向け国債の定める国債とは、当該市又は当該市の区若しくは総合区と

130 同条に規定する者は、財務大臣が告示するものとする。

131 (中途換金に関する事項)

132 個人向け国債の中途換金は、当該個人向け国債の第二二期利息支払期以後において行われる場合に行うことができるものとする。

133 取扱機関は、前項の規定による請求を受けたときは、遅滞なく、当該個人向け国債を買い取るものとする。

134 財務大臣は、各取扱機関の募集の取扱い予定額

135 各取扱機関の募集の取扱い予定額

136 財務大臣は、個人向け国債を発行しようとするときは、次の各号に掲げる事項を定め、これ

137 日本銀行は、前項の規定による通知を受けたときは、通知された事項に従い、取扱機関に個人向け国債の募集の取扱いを行わせるものとする。

138 日本銀行は、募集期間終了後、速やかに、当該募集の取扱いの状況についてとりまとめ、これを財務大臣に報告(発行省令第二条第二項に規定する電子情報処理組織を使用して行うものとす)

139 日本銀行は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、取扱機関に、払込金の払込みをさせなければならない。</

**第八条** 発行省令第八条の規定は、個人向け国債については適用しない。

**(適用除外)**

二 当該個人向け国債を初期利子支払期前に買取るとき、当該買取りに係る個人向け国債の金額に経過利子に相当する金額（当該買取りに係る個人向け国債の発行日から当該買取るまでの期間に対応する部分の利子に相当する金額をいう。以下この号において同じ。）を加えた金額から中途換金調整額（経過利子に相当する金額をいう。）を減じた金額は切り捨てるものとする。次号において同じ。

する。第三項において同じ。)の区域において、災害救助法(昭和二十二年法律第二百八十九号)による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかるとき、当該個人向け国債を有する者は、取扱機関に対し、相続人たる地位を証明する書類、被相続人の死亡を公的機関が証明した書類その他の必要な書類を提出しなければならない。

4 前条第五項の規定にかかわらず、第一項の規定による買取りは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額によるものとする。

一 当該個人向け国債を初期利子支払期から第二期利子支払期までの間に買い取るとき  
当該買取りに係る個人向け国債の金額に経過利子に相当する金額（当該買取りに係る個人向け国債の初期利子支払期から当該買取りまでの期間に対応する部分の利子に相当する金額をいう。以下この号において同じ。）を加えた金額から中途換金調整額（当該買取りに係る個人向け国債の初期利子支払期に支払われた利子に相当する金額に百分の七十九・六八五を乗じて得た額及び経過利子に相当する金額の合計額をいう。）を減じた金額（一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。次号において同じ。）

二 当該個人向け国債を初期利子支払期前に買取るとき、当該買取りに係る個人向け国債の金額に経過利子に相当する金額（当該買取りに係る個人向け国債の発行日から当該買取るまでの期間に対応する部分の利子に相当する金額をいう。以下この号において同じ。）を加えた金額から中途換金調整額（経過利子に相当する金額をいう。）を減じた金額

<p><b>附 則</b> (平成一五年三月二八日財務省令第一八号)</p> <p>この省令は、平成十五年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一七年三月三一日財務省令第二九号)</p> <p>この省令は、平成十七年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一八年三月二十四日財務省令第一号)</p> <p>この省令は、平成十八年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一九年七月二十日財務省令第四三号)</p> <p>この省令は、平成一九年七月二十日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一九年九月一四日財務省令第四九号)</p> <p>この省令は、平成一九年九月一四日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一九年九月二五日財務省令第五七号)</p> <p>この省令は、平成一九年九月二五日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二〇年三月二十五日財務省令第一二号)</p> <p>この省令は、平成二〇年三月二十五日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二〇年九月三〇日財務省令第六一号)</p> <p>この省令は、平成二〇年九月三〇日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二〇年一二月二二日財務省令第八四号)</p> <p>この省令は、平成二〇年一二月二二日から施行する。</p>	<p>この省令は、平成十五年一月六日から施行する。</p> <p>この省令は、平成十七年六月一日から施行する。</p> <p>この省令は、平成十八年五月十五日から施行する。</p> <p>この省令は、平成一九年四月十五日から施行する。</p> <p>この省令は、平成一九年七月十二月一日から施行する。</p> <p>この省令は、平成一九年四月一日から施行する。</p> <p>この省令は、平成一九年七月二十日から施行する。</p> <p>この省令は、平成一九年九月一四日から施行する。</p> <p>この省令は、平成一九年九月二五日から施行する。</p> <p>この省令は、平成一九年九月二五日から施行する。</p> <p>この省令は、平成二〇年三月二十五日から施行する。</p> <p>この省令は、平成二〇年九月三〇日から施行する。</p> <p>この省令は、平成二〇年一二月二二日から施行する。</p>
--	---

<p><b>附 則</b> (平成二三年六月三〇日財務省令第三五号)</p> <p>この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二四年五月八日財務省令第四四号)</p> <p>この省令は、平成二十三年六月三〇日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二五年三月三十日財務省令第一八号)</p> <p>この省令は、平成二十五年一月十日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二五年三月三十日財務省令第三四号)</p> <p>この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二八年三月二十五日財務省令第一三号)</p> <p>この省令は、平成二八年三月二十五日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二八年四月一日財務省令第三四号)</p> <p>この省令は、平成二八年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二八年四月一日財務省令第一二号)</p> <p>この省令は、平成二八年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二九年九月二八日財務省令第五七号)</p> <p>この省令は、平成二九年九月二八日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二〇年三月二十五日財務省令第一二号)</p> <p>この省令は、平成二〇年三月二十五日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二〇年九月三〇日財務省令第六一号)</p> <p>この省令は、平成二〇年九月三〇日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二〇年一二月二二日財務省令第八四号)</p> <p>この省令は、平成二〇年一二月二二日から施行する。</p>	<p>等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年一月五日）から施行する。</p> <p>この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。</p> <p>この省令は、平成二十三年六月三〇日から施行する。</p> <p>この省令は、平成二十五年一月十日から施行する。</p> <p>この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。</p> <p>この省令は、平成二八年三月二十五日から施行する。</p> <p>この省令は、平成二八年三月二十五日から施行する。</p> <p>この省令は、平成二九年九月二八日から施行する。</p> <p>この省令は、平成二〇年三月二十五日から施行する。</p> <p>この省令は、平成二〇年九月三〇日から施行する。</p> <p>この省令は、平成二〇年一二月二二日から施行する。</p>
---	---